別添

薬物専門講師証明制度に関する要綱

平成２３年３月１０日
２２福保健薬第２０６４号

改正　令和３年３月３０日
２福保健健第２２７２号
令和５年６月３０日
５福保健健第６００号

１　目　的

薬物乱用防止に関する専門的知識を有し、学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている者（以下、「薬物専門講師」という。）からの申請に基づき、薬物専門講師であることを証明する証明書を交付し、その活動を支援する。

これにより、学校等における薬物乱用防止教育の充実と地域の活動団体と連携した啓発活動の強化を図り、もって東京都の薬物乱用防止対策を推進することを目的とする。

２　薬物専門講師の役割及び責務

薬物専門講師の役割及び責務は、次のとおりとする。

(1) 学校、地域の活動団体等からの依頼に基づき、薬物乱用防止講習会において講師を務める。
(2) 積極的に研修を受講するなど、薬物乱用防止に関する専門知識の維持、向上に努める。

３　証明の対象者

原則として、東京都保健医療局健康安全部長（以下、「健康安全部長」という。）が適当と認める団体（以下、「団体」という。）に所属する者とする。

４　証明の要件

証明書の交付を申請する日の属する年の３月３１日を起算日として３年前までの期間において、次の要件をいずれも満たしていること。

(1) 薬物乱用防止講習会の講師を３回以上務めていること。
(2) ８に定める薬物専門講師研修を１回以上受講していること。

５　証明書の交付申請

４に掲げる要件を全て満たし、証明書の交付を受けようとする者は、薬物専門講師証明書交付申請書（第１号様式）により、交付申請を行うこととする。申請は、原則として団体を経由して行うこととし、団体は、申請書をとりまとめ、健康安全部長宛提出する。

申請の期間は、毎年４月１日から同年５月末日までとする。

６　証明書の交付

健康安全部長は、５に定める証明書の交付申請に基づき、薬物専門講師証明書（第２号様式）を交付する。証明書の有効期限は、交付の日から３年を経過した日の属する年の９月末日までとする。

７　変更の届出

証明書の交付を受けた者は、氏名又は住所に変更が生じた場合、薬物専門講師変更届書（第３号様式）により、原則として団体を経由して、健康安全部長宛届け出ることとする。

８　薬物専門講師研修

東京都は、薬物専門講師を務めるに当たって必要な知識を付与するため、薬物専門講師研修を年１回以上開催する。

附　則

1　この要綱は、決定の日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

2　４に規定する薬物乱用防止講習会及び薬物専門講師研修については、平成２２年４月１日以降に実施されたものを対象とする。

附　則

1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

第１号様式

薬物専門講師証明書交付申請書

年　　月　　日

東京都保健医療局健康安全部長　殿

〒
住　所

ふりがな
氏　名

（電話番号　　）

証明番号

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

記

1　講師を務めた薬物乱用防止講習会

年　　月　　日 実施	開催場所（学校名など）
年　　月　　日 実施	開催場所（学校名など）
年　　月　　日 実施	開催場所（学校名など）

2　受講した薬物専門講師研修　　年　　月　受講

（注意事項）
証明番号は、薬物専門講師証明書に記載されている番号を記載すること。
なお、初めて薬物専門講師証明書の交付を申請する者については「新規」と記載すること。

※　薬物専門講師証明書交付申請書に御記入いただいた個人情報は、薬物専門講師証明に関すること以外には一切使用しません。

第２号様式

（表）

91mm

55mm

薬物専門講師証明書

証明番号

氏　名

上記の者は、「薬物専門講師証明制度に関する要綱」に規定する要件を満たした薬物専門講師であることを証明します。

年　　月　　日

【有効期限】　　年　　月　　日まで

東京都保健医療局健康安全部長

（裏）

薬物専門講師証明制度に関する要綱（抜粋）

１　目　的

薬物乱用防止に関する専門的知識を有し、学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている者（以下、「薬物専門講師」という。）からの申請に基づき、薬物専門講師であることを証明する証明書を交付し、その活動を支援する。

これにより、学校等における薬物乱用防止教育の充実と地域の活動団体と連携した啓発活動の強化を図り、もって東京都の薬物乱用防止対策を推進することを目的とする。

４　証明の要件

証明書の交付を申請する日の属する年の３月３１日を起算日として３年前までの期間において、次の要件をいずれも満たしていること。

(1) 薬物乱用防止講習会の講師を３回以上務めていること。

(2) ８に定める薬物専門講師研修を１回以上受講していること。

８　薬物専門講師研修

東京都は、薬物専門講師を務めるに当たって必要な知識を付与するため、薬物専門講師研修を年１回以上開催する。

第３号様式

薬物専門講師変更届書

年　　月　　日

東京都保健医療局健康安全部長　殿

〒
住　所

ふりがな
氏　名

（電話番号　　）

証明番号

下記のとおり、（　氏名　・　住所　）に変更が生じたので届け出ます。

変更前	
変更後	

※　薬物専門講師変更届書に御記入いただいた個人情報は、薬物専門講師証明に関すること以外には一切使用しません。